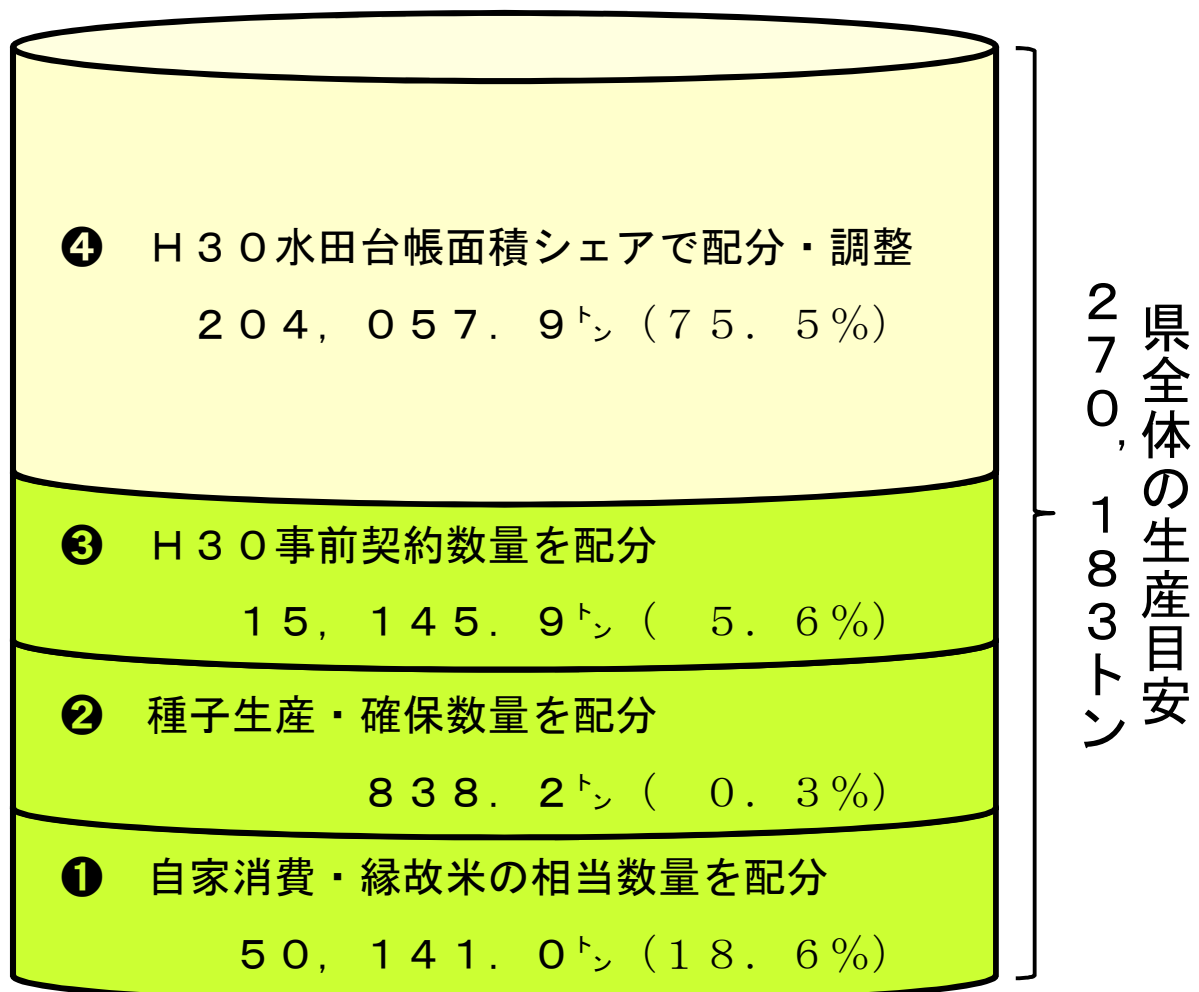


# 平成31年産米における生産目安の内訳



- (1) 地域協議会等の農家戸数に一律10アールを乗じ、さらに、市町村別の10a当たり単収（平成24年～30年の7中5平均）を乗じて得られた数量を配分する（①）。
- (2) 種子生産計画に基づき生産・確保された、主食用米向けの種子生産量（平成27年～29年の3か年平均）を配分する（②）。
- (3) 平成30年産主食用米の事前契約数量を配分する（③）。
- (4) 県協議会が設定する県全体の生産目安から①②③を引いた残量を、地域協議会等の直近の水田台帳面積のシェアに応じて配分する（④）。
- (5) 緩和措置として、（1）～（4）の合計値が  
ア 平成30年産米の生産目安を下回った場合、平成30年産米の生産目安と同数量とする。ただし、生産目安の面積換算値が直近の水田台帳面積を超過しないように調整する。  
イ 平成30年産米の生産目安の105.95%以上となった場合、105.95%とする。
- (6) （1）～（5）の結果生じた残量を、（4）～（5）の手順に準じて再配分する。